

南海医療センター附属介護老人保健施設
「通所リハビリテーション」〔介護予防通所リハビリテーション〕
重要事項説明文書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名 南海医療センター附属介護老人保健施設
所在地 大分県佐伯市常盤西町12番6号
管理者名 武内 裕
開設年月日 平成12年5月1日

(2) 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）については、要介護者又は要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設のご利用をいただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の身体機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

(3) 通所リハビリテーションに係る職員数は、次のとおりです。

職種・職名	定数	備考
医師	2名	(入所兼務)
支援相談員	1名	
看護師	1名以上	
介護職員	3名以上	
理学療法士	4名以上	(入所兼務)
作業療法士	1名以上	(入所兼務)
運転手	3名以上	
計	15名以上	

(4) 入所定員 100名
通所定員 30名

2. サービス内容

①通所リハビリテーション実施計画の立案

ア、当施設でのサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状

及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護、又、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備し、その他日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・ケアマネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

イ、介護保険施設（Ⅰ）の人員体制とする。

②食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 昼食 12時00分～

③入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑤相談援助サービス

当施設は、利用者やご家族からの相談には、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。支援相談員や介護支援専門員にご相談ください。

⑥生活サービス

排泄、移動等日常生活上の介助・見守り等を行います。

3. 利用料金（詳細は別紙「料金表」をご覧ください）

4. 施設利用に当たっての留意事項並びに禁止事項

- ・設備・備品の利用は、丁寧に扱うこと。
- ・施設内の清潔、整頓並びに身体及び衣類の清潔に努めること。
- ・職員の指示に従うこと。
- ・喫煙は禁止する。
- ・金銭の持ち込みは原則禁止する。
- ・貴重品の持ち込みは禁止する。
- ・宗教活動は禁止する。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練年2回、
- ・利用者を含めた総合避難訓練年1回
- ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

6. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

7. 変更及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0972-20-5090）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やか対応いたしますが、1階受付、2、3階サービスステーションに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

担当者 支援相談員 平山 純也

受付時間 8:15～17:00

その他の相談窓口 佐伯市高齢者福祉課介護保険係（電話 0972-22-3117）

大分県国民健康保険団体連合会（電話 097-534-8475）

8. 虐待防止のための措置

当施設は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

9. 介護記録等の開示

利用者が介護サービスの提供の記録（診療録等）の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

10. その他

パンフレットを用意していますので、ご請求ください。